

第7次秋田市農林水産業・農村振興基本計画（案） に寄せられた意見と本市の考え方について

1 意見募集期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで

2 意見提出者数と意見数

2名、8件

3 寄せられた意見および本市の考え方

No.	ページ	意見	意見に対する市の考え方
1	22	基本計画（案）のP22「基本方針3 戦略的な産地形成と生産拡大」について、野菜の生産拡大や花きの出荷量確保に向けた取り組みは、（案）に述べられている通り、是非市ができる限りの支援策を講じて生産者を支えてもらいたい。	園芸作物の生産拡大を図るため、生産施設や機械の導入に対し支援しているほか、園芸振興センターでは、園芸農家を確保・育成するため、園芸作物に特化した各種研修を開催しております。 今後も、需要に応じた支援策を検討しながら、引き続き生産拡大に向けた取組を推進してまいります。
2	22 24	P22の「市場価値の高い米の生産拡大、業務用や輸出用などの多様なニーズに応える米づくり等を推進し、地域競争力を強化する必要」という文言について、新潟県農林水産部食品・流通課販売戦略班のいいがた発「R10プロジェクト」（参考URL https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/syokuhin/1356835185542.html ）に倣ってP24の「サキホコレ」をはじめとする市場価値の高い高品質・良食味米の生産拡大に努めるほか、業務用需要を含めた多様なニーズに応える米づくりの推進をしていくべきであるとする。	基本目標1－基本方針3（P24）に記載のとおり、市場価値の高い高品質・良食味米の生産拡大に努めるほか、業務用需要を含めた多様なニーズに応える米づくりの推進に努めてまいります。
3	24	JETROや農林水産省などが広報等している、米国や欧州などで需要が大きくなっている「米粉」を使った小麦に依存しないグルテンフリーの健康食品開発・地産地消・輸出拡大は、コメの生産拡大と米農家の収益増加につながるのではないかと。実際に、米どころの新潟県は県内のセブンイレブンや東京電力支社などと協力しながら、新潟県産米の米粉商品の普及に積極的に取り組んでいることがわかる。秋田市も新潟県やJETRO等から学ぶところはあろう。	米粉については、原料と加工方法などにより食感や用途などが大きく異なるため、用途に合わせた専用品種などが開発されております。 サキホコレやあきたこまちRなどの主食用米の生産が多い本市においては、現時点では、米粉をブランド化して欧州に販路を拡大する取組については考えておりませんが、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。
4	32 35	P32の目指す成果「地場産品の直売活動による販売額」とP35の目指す成果「アグリビジネス事業者の販売額」の違いはなにか。また、2つの成果目標の現況値について、年度を統一する必要はないのか。	「アグリビジネス事業者の販売額」は、「地場産品の直売活動による販売額」のほか、農産品の加工業者や設備投資等の補助金を活用した事業者の販売額等の合計となっております。 なお、「アグリビジネス事業者の販売額」における現況値については、「地場産品の直売活動による販売額」における現況値の算出方法に統一し、令和2年度から6年度までの平均額に修正するとともに、12年度目標値についても修正いたします。 【アグリビジネス事業者の販売額】 現況 変更前 1,449百万円（6年度） 変更後 1,013百万円（2～6年度） 12年度目標 変更前 1,600百万円 変更後 1,114百万円
5	33 34	市長やJA秋田の方々のトップセールスは、どの農産品でも今後も続けてもらいたい。	戦略作物であるえだまめやダリア等の首都圏でのトップセールスを実施しており、引き続き、トップセールスをはじめとするプロモーション活動などを積極的に展開し、販売促進による地域産業の活性化を図ってまいります。
6	40	米の生産拡大はつまり市内の水田の一定数維持につながる。水田は豪雨があっても下流域に流れる水量を調節する機能があるため、氾濫や土砂災害の被害軽減に資する。	水田が持つ水源かん養の機能については、基本目標3－基本方針1－施策1（P40）に記載しております。
7	40 41	P41の「暮らしを守る森づくりの基盤整備」に書かれている、「集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっていることから、土砂崩れなどによる人家等への災害を防止する局所的な山腹法面の対策等を行うほか農業用ため池の改修等により、健全性と安全性を確保」する上で、水田の管理・維持も重要な役割を果たすことを明記する必要がある。	基本目標3－基本方針1－施策2（P41）では、主に山地が担う災害防止に資する施策について記載しており、水田が担う水源かん養の機能については、同方針の施策1（P40）に記載しております。
8	41	「有害鳥獣に対する被害防除の強化」について、関係機関との連携が重要で、猟友会や警察等との連携による駆除に加えて、市ができる対策はまだ十分ある。たとえば、市住宅政策課が、「空き家対策特別措置法第22条」に基づく空き家の解体代執行を今年12月9日に実施した。市内には倒壊の危険がある空き家を含め、4,800棟以上あるとのことである。人と熊との境界があいまいなゾーンに空き家などが一定数以上あるとしたら、熊などの有害獣が身を隠したり新たな住処にしたりするなどのリスクが小さくない。住宅政策課や各地域の町内会役員、民生委員、警察などと連携しながら、被害防除策に今後も努めるべきと考える。空き家の解体代執行は、来年以降も積極的に検討すべきである。	管理が行き届いていない空き家が有害鳥獣の潜伏や繁殖の要因となるおそれがあることは認識しており、今後も関係部署と情報を共有しながら、適切に対処してまいります。 なお、空き家対策そのものは住宅政策課の所管となりますが、有害鳥獣による被害防除の観点から、同課をはじめ、警察や猟友会など関係機関と連携を図り、地域の安全確保に努めてまいります。